CLP規則届出に関する主なポイント

- ①届出対象(CLP規則39条):
 - (a) 項:REACH登録対象物質(登録の一環で提出済みの場合は届出不要)
 - ・ポリマー輸入の場合、構成モノマーは上市されないので CLP届出不要 (ECHA Helpdeskへの問合せ回答、及び FCHA>CLP>Notification>How>Guidance文書)
 - (b) 項:i) 危険有害性物質自体。
 - ・ポリマー輸入の場合、ポリマー自体は"物質"なので、 ポリマー自体が危険有害性ならば届出対象(ECHA FAQ)
 - ii) 混合物中に濃度限界値を超えて含まれ、混合物自体が危険 有害性になる場合の危険有害性成分
 - ・ECHAへの問合せ回答:混合物が危険有害性でない場合は、 その成分が危険有害性物質であっても届出不要

- ②届出対象の量:量のスソ切りなく1t/y未満も対象(ECHA CLPのQ&A等)
 - ・VCIでは届出免除対象として、300Kg/y以下のR&D物質 および20kg/y以下の少量物質の提案を検討中
 - ・日化協から日-EU規制改革対話向けに、量のスソ切りを要請
- ③唯一の代理人指名(OR)について: CLP規則では唯一の代理人制度はない。
 - →・日化協から日-EU規制改革対話向けに、混合物構成成分の秘密 保持のためのORのような第三者機関による代理が可能な運用 或いは代替名使用が出来るよう要請
- ④分類表示の届出納期:
 - ・2010.12.1より前に上市されているもの----2011.1.3が期限
 - -2010.12.1以降に上市されるもの----上市後 1ヶ月以内が期限
 - ・日化協からWTO/TBT向けに、混合物構成少量成分についてEU域外 サプライチェーン情報伝達が困難かつ負荷が大であるため、届出 の納期について配慮するよう要請

⑤ 2010/7/12 ECHAはEU輸入者とORのためのCLPリーフレットを発行

ORも輸入者としてCLP届出が出来ること、ORがグループ届出することで他の輸入者に組成情報を秘匿可能なことを記載

http://echa.europa.eu/doc/clp/clp_importer_leaflet/clp_importers_en.pdf

(抜粋) <u>誰が届け出るべきか? - 輸入者かORか?</u>

CLP 規則ではEUの製造者・輸入者のみが庁に届出できる。

もし、EU域外の会社が企業秘密のために化学物質の成分情報を複数の輸入者に開示したくない場合、代表して1輸入者を指名しその輸入者がグループ届出できる。

この場合、その選ばれた輸入者のみが届出に必要な機密情報を受け取ることになる。REACH登録のために指名されたORもそのような輸入者になることができる。

ORは該当する化学物質のサンプルをEUに輸入することで輸入者となることができる。

このようなORを含む輸入者はEU域外企業から何が CLP届出対象であるかを確認することの出来る文書を 受け取っておく必要がある。



2010.7.27